

改 正 後		改 正 前	
様式目次		様式目次	
様式一	利子等の支払調書合計表	様式一	利子等の支払調書合計表
	：		：
	(省 略)		(同 左)
	：		：
様式三十二	特定新株予約権等の付与に関する調書合計表	様式三十二	特定新株予約権等・ <u>特定外国新株予約権</u> の付与に関する調書合計表
様式三十三	特定株式等の異動状況に関する調書合計表	様式三十三	特定株式等・ <u>特定外国株式</u> の異動状況に関する調書合計表
	：		：
	(省 略)		(同 左)
	：		：
<u>様式五十一</u>	<u>保険契約書等の異動に関する調書合計表</u>		(新 設)

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
様式一 利子等の支払調書合計表 （様式省略）	様式一 利子等の支払調書合計表 （同 左）
記載要領 1～4 （省 略） 5 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けたもの<u>（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減に関する規定により軽減されたものを含む。）</u>について記載する。 6 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第9条（非課税所得）第1項第2号、所得税法第10条（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、租税特別措置法第4条（障害者等の少額公債の利子の非課税）第1項、租税特別措置法第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）第1項及び租税特別措置法第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）第1項の規定により非課税とされた利子等又は租税条約に基づき課税の免除を受けたもの<u>（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。）</u>について記載する。 7、8 （省 略）	記載要領 1～4 （同 左） 5 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けたものについて記載する。 6 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第9条（非課税所得）第1項第2号、所得税法第10条（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、租税特別措置法第4条（障害者等の少額公債の利子の非課税）第1項、租税特別措置法第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）第1項及び租税特別措置法第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）第1項の規定により非課税とされた利子等又は租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。 7、8 （同 左）
様式三 配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書合計表 （様式省略）	様式三 配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書合計表 （同 左）
記載要領 1～4 （省 略） 5 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けたもの<u>（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減に関する規定により軽減されたものを含む。）</u>について記載する。 6 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、所得税法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは第2項、所得税法第180条の2（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは第2項、租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）若しくは租税特別措置法第9条の5（公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたもの<u>（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。）</u>について記載する。 7、8 （省 略）	記載要領 1～4 （同 左） 5 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けたものについて記載する。 6 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、所得税法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは第2項、所得税法第180条の2（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは第2項、租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）若しくは租税特別措置法第9条の5（公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。 7、8 （同 左）

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
様式六 配当等とみなす金額に関する支払調書合計表 （様式省略） 記載要領 1～5 （省 略） 6 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けたもの<u>（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減に関する規定により軽減されたものを含む。）</u>について記載する。 7 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、所得税法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは第2項、所得税法第180条の2（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは第2項、租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたもの<u>（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。）</u>について記載する。 8～10 （省 略） 様式八 定期積金の給付補てん金等の支払調書合計表 （様式省略） 記載要領 1～4 （省 略） 5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）の規定により非課税とされた給付補てん金等及び租税条約に基づき課税の免除を受けたもの<u>（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。）</u>について記載する。 6、7 （省 略）	様式六 配当等とみなす金額に関する支払調書合計表 （同 左） 記載要領 1～5 （同 左） 6 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けたものについて記載する。 7 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、所得税法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは第2項、所得税法第180条の2（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは第2項、租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。 8～10 （同 左） 様式八 定期積金の給付補てん金等の支払調書合計表 （同 左） 記載要領 1～4 （同 左） 5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）の規定により非課税とされた給付補てん金等及び租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。 6、7 （同 左）

改 正 後	改 正 前
様式九 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書合計表 (様式省略) 記載要領 1～3 (省 略) 4 「支払金額」欄の「非課税又は免税分」欄には、非課税法人に対する利益の分配金額及び租税条約に基づき課税の免除を受けたもの <u>(外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。)</u> について記載する。 5 (省 略)	様式九 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書合計表 (同 左) 記載要領 1～3 (同 左) 4 「支払金額」欄の「非課税又は免税分」欄には、非課税法人に対する利益の分配金額及び租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。 5 (同 左)
様式十五 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書合計表 (様式省略) 記載要領 1～4 (省 略) 5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第180条(国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)第1項又は所得税法第214条(源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得)第1項の規定により所得税の徴収をしなかったもの及び租税条約に基づき課税の免除を受けた人的役務 <u>(外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。)</u> について記載する。 6 (省 略)	様式十五 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書合計表 (同 左) 記載要領 1～4 (同 左) 5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第180条(国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)第1項又は所得税法第214条(源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得)第1項の規定により所得税の徴収をしなかったもの及び租税条約に基づき課税の免除を受けた人的役務について記載する。 6 (同 左)

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
様式十六 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書合計表 (様式省略) 記載要領 1～4 (省 略) 5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第 180 条（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）第 1 項又は所得税法第 214 条（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）第 1 項の規定により所得税の徴収をしなかったもの及び租税条約に基づき課税の免除を受けた不動産の使用料等 <u>(外国居住者等所得相互免除法第 2 章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。)</u> について記載する。 6 (省 略)	様式十六 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書合計表 (同 左) 記載要領 1～4 (同 左) 5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第 180 条（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）第 1 項又は所得税法第 214 条（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）第 1 項の規定により所得税の徴収をしなかったもの及び租税条約に基づき課税の免除を受けた不動産の使用料等について記載する。 6 (同 左)
様式十七 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書合計表 (様式省略) 記載要領 1～3 (省 略) 4 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けた借入金の利子 <u>(外国居住者等所得相互免除法第 2 章の所得税の軽減に関する規定により軽減されたものを含む。)</u> について記載する。 5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第 180 条（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）第 1 項又は所得税法第 214 条（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）第 1 項の規定により所得税の徴収をしなかったもの及び租税条約に基づき課税の免除を受けた借入金の利子 <u>(外国居住者等所得相互免除法第 2 章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。)</u> について記載する。 6 (省 略)	様式十七 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書合計表 (同 左) 記載要領 1～3 (同 左) 4 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けた借入金の利子について記載する。 5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第 180 条（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）第 1 項又は所得税法第 214 条（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）第 1 項の規定により所得税の徴収をしなかったもの及び租税条約に基づき課税の免除を受けた借入金の利子について記載する。 6 (同 左)

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
様式十八 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書合計表 (様式省略) 記載要領 1～3 (省 略) 4 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けた工業所有権の使用料等<u>(外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減に関する規定により軽減されたものを含む。)</u>について記載する。 5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第180条(国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)第1項又は所得税法第214条(源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得)第1項の規定により所得税の徴収をしなかったもの及び租税条約に基づき課税の免除を受けた工業所有権の使用料等<u>(外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。)</u>について記載する。 6 (省 略)	様式十八 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書合計表 (同 左) 記載要領 1～3 (同 左) 4 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けた工業所有権の使用料等について記載する。 5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第180条(国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)第1項又は所得税法第214条(源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得)第1項の規定により所得税の徴収をしなかったもの及び租税条約に基づき課税の免除を受けた工業所有権の使用料等について記載する。 6 (同 左)
様式十九 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書合計表 (様式省略) 記載要領 1～4 (省 略) 5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第180条(国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)第1項又は所得税法第214条(源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得)第1項の規定により所得税の徴収をしなかったもの及び租税条約に基づき課税の免除を受けた機械等の使用料<u>(外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。)</u>について記載する。 6 (省 略)	様式十九 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書合計表 (同 左) 記載要領 1～4 (同 左) 5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第180条(国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)第1項又は所得税法第214条(源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得)第1項の規定により所得税の徴収をしなかったもの及び租税条約に基づき課税の免除を受けた機械等の使用料について記載する。 6 (同 左)

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
様式二十 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書合計表 (様式省略) 記載要領 1～6 (省 略) 7 「免税分」欄には、租税条約に基づき課税の免除を受けた給与、報酬、年金及び賞金<u>(外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされるものを含む。)</u>について記載する。 8、9 (省 略)	様式二十 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書合計表 (同 左) 記載要領 1～6 (同 左) 7 「免税分」欄には、租税条約に基づき課税の免除を受けた給与、報酬、年金及び賞金について記載する。 8、9 (同 左)
様式二十一 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書合計表 (様式省略) 記載要領 1～3 (省 略) 4 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けた不動産の譲受けの対価<u>(外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減に関する規定により軽減されたものを含む。)</u>について記載する。 5 「免税分」欄には、租税条約に基づき課税の免除を受けた不動産の譲受けの対価<u>(外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。)</u>について記載する。 6 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。	様式二十一 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書合計表 (同 左) 記載要領 1～3 (同 左) 4 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けた不動産の譲受けの対価について記載する。 5 「免税分」欄には、租税条約に基づき課税の免除を受けた不動産の譲受けの対価について記載する。 6 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。

改 正 後

様式三十二 特定新株予約権等の付与に関する調書合計表（様式中アンダーライン省略）

平成 年分 特定新株予約権等の付与に関する調書合計表

税務署受付印

平成 年 月 日提出

税務署長 殿

提出者

住所（居所）
又 所在地

電話（ - - ）

法人番号^(注)

フリガナ
氏名又は
名 称

フリガナ
代 表 者
氏 名 印

整理番号

調書の提出区分
（新株=1、引受=2、
既出=3、無効=4）

提出媒体

本店一括

有・無

作成責任者

作成税理士
署名押印

税理士番号（ ）

電話（ - - ）

通債日付印

検 収

整理簿記載

処
理
事
項

※

※

※

区 分		調 書 の 枚 数	摘 要
特 定 新 株 予 約 権 等 の 付 与 に 関 する 調 書	新 株 予 約 権	枚	
	新 株 引 受 権		
	株 式 譲 渡 請 求 権		
計			

○ 提出媒体欄には、コードを記載してください。（電子=14、FD=15、MO=16、CD=17、DVD=18、書面=30、その他=99）

（注）平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「法人番号」欄に何も記載しないでください。

（用紙 日本工業規格 A4）

記載要領
（省 略）

改 正 前

様式三十二 特定新株予約権等・特定外国新株予約権の付与に関する調書合計表（様式中アンダーライン省略）

平成 年分 特定新株予約権等
特定外国新株予約権 の付与に関する調書合計表

税務署受付印

平成 年 月 日提出

税務署長 殿

提出者

住所（居所）
又 所在地

電話（ - - ）

法人番号^(注)

フリガナ
氏名又は
名 称

フリガナ
代 表 者
氏 名 印

整理番号

調書の提出区分
（新株=1、引受=2、
既出=3、無効=4）

提出媒体

本店一括

有・無

作成責任者

作成税理士
署名押印

税理士番号（ ）

電話（ - - ）

通債日付印

検 収

整理簿記載

処
理
事
項

※

※

※

区 分		調 書 の 枚 数	摘 要
特 定 新 株 予 約 権 等 の 付 与 に 関 する 調 書	新 株 予 約 権	枚	
	新 株 引 受 権		
	株 式 譲 渡 請 求 権		
特 定 外 国 新 株 予 約 権 の 付 与 に 関 する 調 書	外 国 新 株 予 約 権		
計			

○ 提出媒体欄には、コードを記載してください。（電子=14、FD=15、MO=16、CD=17、DVD=18、書面=30、その他=99）

（注）平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「法人番号」欄に何も記載しないでください。

（用紙 日本工業規格 A4）

記載要領
（同 左）

改 正 後

様式三十三 特定株式等の異動状況に関する調書合計表（様式中アンダーライン省略）

平成 年分 特定株式等の異動状況に関する調書合計表

税務署受付印

平成 年 月 日 提出

税務署長 殿

提出者

住所（居所）又は所在地

電話（ - - ）

法人番号⁽⁹⁹⁾

フリガナ氏名又は名称

フリガナ代表者氏名印

整理番号

調書の提出区分
(番号=1、追加=2、訂正=3、削除=4)

作成担当者

作成税理士署名押印

税理士番号（ ）

電話（ - - ）

通信日付印

検 収

整理簿記載

処理事項

※

※

※

提出媒体

本店一括

有・無

区 分	調 書 の 枚 数	摘 要
特定株式等の異動状況に関する調書	特 例 適 用 者	枚
	承 継 特 例 適 用 者	
計		

○ 提出媒体欄には、コードを記載してください。（電子=14、FD=15、MO=16、CD=17、DVD=18、書面=30、その他=99）
(注) 平成28年12月31日以前にこの合計表を提出する場合には、「法人番号」欄に何も記載しないでください。

(用紙 日本工業規格 A 4)

記載要領
(省 略)

改 正 前

様式三十三 特定株式等・特定外国株式の異動状況に関する調書合計表（様式中アンダーライン省略）

平成 年分 特定株式等
特定外国株式の異動状況に関する調書合計表

税務署受付印

平成 年 月 日 提出

税務署長 殿

提出者

住所（居所）又は所在地

電話（ - - ）

法人番号⁽⁹⁹⁾

フリガナ氏名又は名称

フリガナ代表者氏名印

整理番号

調書の提出区分
(番号=1、追加=2、訂正=3、削除=4)

作成担当者

作成税理士署名押印

税理士番号（ ）

電話（ - - ）

通信日付印

検 収

整理簿記載

処理事項

※

※

※

提出媒体

本店一括

有・無

区 分	調 書 の 枚 数	摘 要
特定株式等の異動状況に関する調書	特 例 適 用 者	枚
	承 継 特 例 適 用 者	
特定外国株式の異動状況に関する調書		
計		

○ 提出媒体欄には、コードを記載してください。（電子=14、FD=15、MO=16、CD=17、DVD=18、書面=30、その他=99）
(注) 平成28年12月31日以前にこの合計表を提出する場合には、「法人番号」欄に何も記載しないでください。

(用紙 日本工業規格 A 4)

記載要領
(同 左)

改正後

様式五十一 保険契約者等の異動に関する調書合計表（様式中アンダーライン省略）

平成 年分 保険契約者等の異動に関する 調書合計表

秘務署受付印

平成 年 月 日提出

税務署長 殿

提 出 者

所在地

法人番号

フリガナ 名 称

フリガナ 代 表 者 氏 名 印

電話（ - - ）

㊟

整理番号

調書の提出区分
(新設=1、追加=2、訂正=3、削除=4)

作成担当者

作成税理士 署名押印

通信日付印

提出媒体

税理士番号（ ）

電話（ - - ）

検 収

整理簿記載

本店一括

有・無

調 書 の 枚 数

枚

摘 要

○ 提出媒体欄には、コードを記載してください。（電子=14、FD=15、MO=16、CD=17、DVD=18、書画=30、その他=99）

（用紙 日本工業規格 A4）

記載要領

1 「調書の枚数」欄には、この合計表とともに提出する調書の枚数を記載する。

2 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。

改正前

(新 設)

記載要領

- 1 「調書の枚数」欄には、この合計表とともに提出する調書の枚数を記載する。
- 2 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。